

斎王の仏教忌避思想の形成

長 塩 智 恵

はじめに

『続日本紀』天平神護二年（七六六）七月丙子条に、「遣使造三丈六仏像於伊勢大神宮寺。」とあり、伊勢大神宮寺に使を派遣し、丈六の仏像が造立された。この記事により、八世紀後半の伊勢神宮では神仏習合が受容されていたことが確認できる。^①ところが延暦二十二年（八〇四）の奥書がある『皇太神宮儀式帳』「天照坐皇太神宮儀式并神宮院行事」では、天照大神の神勅を受けて、

亦種々乃事忌定給支。人打乎奈津止云。鳴乎鹽垂止云。血乎阿世止云。宍乎多氣止云。佛乎中子止云。經乎志目加彌止云。塔乎阿良々支止云。法師乎髮長止云。優婆塞乎角波須止云。寺乎瓦葺止云。齋食乎片食止云。死乎奈保利物止云。墓乎土村止云。病乎癒止云。

と仏教的語彙に忌詞が定められており、『皇太神宮儀式帳』の成立段階で排仏意識が形成され、この間に大きな変革が生じている。^②さらに『貞観式』『貞観儀式』では、大祀である大嘗祭においては十一月（斎月）に朝廷諸司と五畿内諸国司で仏事が禁止され、中祀・小祀においても、内裏の斎が行われる祭祀については、重軽服人とともに僧尼の参内が

規定されている。そして康保四年（九六七）に施行された『延喜式』巻第五「齋宮式」忌詞条で、仏教に対する齋宮忌詞が規定され、齋宮は仏教を厳格に排除している。こうして、九世紀以降、神事の場合から仏事が忌避されるようになったのである。

『栄花物語』（巻二十六 楚王のゆめ）に、「又たゞにては齋院などにこそ居給はめ。それめでたき事なれど、罪深しという事をいと憂き事におほしたりければ、心苦こそあらめ」とあり、齋院になることは「めでたき事」であるが、一方で「罪深い」ことであった。また『源氏物語』（漣漂の巻）では、娘の秋好齋宮と共に伊勢より帰ってきた六条御息所は、「罪深き所ほとりに年経つるもいみじうおぼして」尼になった。そして六条御息所は娘の秋好齋宮にも「齋宮におはしましたし頃ほひの、御罪かるむべからむ功德の事を必ずさせ給へ」と述べている。これらの記述から、平安時代の貴族たちは、齋宮・齋院は「罪深い」ものであり、その境遇は忌避されるものと認識していたことが窺える。³ それでは齋宮・齋院の何が「罪」であるのかというと、『狭衣物語』（四 上）に、「仏の御かたざまを背き給へるのみぞ、後の世のため口惜しき事に侍り」と見えるように、仏教に帰依すること、仏事に関係することができないことが後生の妨げに繋がることが「罪」であった。

一方で齋宮・齋院の忌避のされ方には差がある。例えば、『延喜式』巻第五「齋宮式」忌詞条には、仏教関係の「内七言」「別忌詞」と触穢関係の「外七言」が記載されているが、『延喜式』巻第六「齋院司式」忌詞条には触穢関係の「外七言」のみ記載がされている。さらに大齋院選子内親王は、齋院在任期間中に数多くの积教歌を詠み、『発心和歌集』を編むなど、仏教信仰を持ち続けていた。このように齋宮の方が齋院よりも厳格に仏教要素を排除しているため、貴族の忌避傾向が強いとされている。⁴

そこで本稿では、齋王制度の両輪とされている齋宮・齋院に仏教忌避に関して差が生じたのは何故なのか。奈良期ま

でにおいて神仏習合を受容していた伊勢神宮が、平安期以降に仏教排除へと傾倒した要因は何であるのか。また排仏意識が形成されているにも関わらず、仏事を忌避する斎宮が倦厭されたのは何故か。以上の点に留意して、奈良期から平安期にかけての神事と仏事との関係を考察し、斎王―特に伊勢斎宮―の仏教忌避思想の形成とその後の展開について明らかにしたいと思う。

一 伊勢神宮と神仏習合

1 天武朝における宗教政策

天武元年（六七二）、壬申の乱で前代の近江王朝を倒し、新王朝の大王となった天武天皇の登場は、日本古代仏教に大きな変化をもたらした。天武天皇は大王一家一族の福德を祈る、旧来の神祇祭祀を継承する立場におらず、新王朝に相応しい、新たな祭祀制度を構築する必要があった。そこで天武天皇が注目したのが、相次いで帰国した入唐留学僧より持ち込まれた隋唐仏教である。仏教の主目的を皇帝の統治する国家の守護に置く隋唐仏教の在り方は、政敵を一掃して専制権力を得た天武天皇に相応しいものであった。以後、国家レベルの仏教が前面に出て来るのである。⁵⁾

同四年（六七五）、僧尼二千四百人を動員した斎会を手始めに、毎年数千人の僧侶を動員しての国家仏教が挙行され、同時に護国法会を行うための基盤整備にも着手する。同二年（六七三）三月、川原寺で一切経書写の事業を起こした。同五年（六七六）に使者を全国に派遣して『金光明経』と『仁王経』を説かせ、同八年（六七九）には飛鳥京の二十四寺と宮中で『金光明経』を説かせた。同二年十二月十七日、美濃王と紀訶多麻呂を造高市大寺司に任命し、大王の氏寺であった百済大寺を継承した高市大寺を創建し、同五年に国の「大寺」たる寺格を明示した大官大寺に改称した。また同十四年（六八五）三月二十七日には、諸国の家ごとに仏像・仏典を備えた「仏舎」を作り、仏教祭祀の実施を命令し

ている。このことは天武天皇が仏教普及に腐心していたことを示す事例である。これまで畿内を除く地方に寺院は少なかったが、天武・持統朝には全国で氏寺が盛んに造営される。

天武天皇の仏教政策は、僧尼が寺院に籠って天皇や国家のために祈祷することを求めたもので、仏教を国家に従属させようとするものでもあった。天武四年（六七五）に諸寺に与えられていた山林・池を取り上げ、同八年には食封を見直して寺院の収入を国家が決定する。中央統制機関としては、同十二年（六八三）に推古朝に設けられた十師により廃止された僧正・僧都を復活して僧綱制を整えた。加えて天武朝では僧尼の威儀・服装をも規制し、すべての寺院と僧侶を国家の統制下に置こうとするころまで国家統制が強まったのである。

一方、天武天皇は大化の改新政権下で廃止されていた伝統的な宗教儀礼を復活させ、再整備に努める。特に天武天皇が重視したのは、かつて大和朝廷の中心的宗教の場であった伊勢神宮であった。『日本書紀』天武二年（六七三）四月〔十四日〕己巳〔十四日〕条には、

欲_レ遣_二侍大來皇女于天照大神宮_一。而令_レ居_二泊瀬齋宮_一。是先潔_レ身。稍近_レ神之所也。

大來皇女が天照太神宮（伊勢神宮）を奉斎するための齋宮に選出され、泊瀬齋宮に入ったことが見える。そして、翌年十月に大來皇女は伊勢神宮に向けて発遣している。齋宮の起源は古く、雄略朝に創始された制度であったが、舒明朝から天智朝までの約五十年間途絶していた。元來、伊勢神宮は大王家の皇祖神とは無関係であったが、天武朝において皇祖神天照大神と関連づけられるようになったと考えられている。⁸⁾それ故か、大來皇女は「天照太神宮に遣侍さむ」とあり、これまでの齋宮が奉仕していた「伊勢大神」とは明確に区別されている。つまり大來皇女は「皇室の祖靈_二天照大神を祀る社_一」に奉祭するという新たな役割を付与され、再興された齋宮なのである。天武天皇は中国の皇帝祭祀である宗廟を意識していたと考えられている。⁹⁾伊勢神宮の祭神を天照大神とすることで、中国を意識した天皇祭祀を構築し、

自身の王権の強化を務めようとしたのではないだろうか。同四年二月三日に十市皇女・阿閉皇女が、朱鳥元年（六八八）四月二十七日には多紀皇女・山背姫王・石川夫人らが伊勢神宮に発遣されている。これらのことは、天武天皇にとつて伊勢神宮が如何に特別な神社であったかを端的に示している。

また天武天皇は諸神を対象とした儀礼の整備にも着手していく。同三年三月、銀が初めて産出したことを受けて、諸臣に加階すると共に、諸神祇にその銀を奉納⁽¹⁰⁾。同年十月に、忍壁皇子を石上神宮に派遣して、神宝を膏油で磨いて諸家に返還させている⁽¹¹⁾。同年四月十日、竜田の風神を祀るために美濃王・佐伯連広足を、広瀬の大忌神を祀るために間人大蓋・大山中曾祢連韓大を遣わした⁽¹²⁾。さらに同五年夏には日照りに使を遣わして奉幣を捧げ⁽¹³⁾、同年十月には相嘗祭の創始に伴い、新嘗の相伴に与らせることで至近の神々を組織化⁽¹⁴⁾。そして翌年に、神税の処分について神々に命令を下せるようにする⁽¹⁵⁾。こうして各地の神や氏族の神が皇祖神天照大神の配下に組み込まれ、天皇権力の強化に利用された。それぞれの地方で祀られていた神社は保護と引き換えに国家の管理に服したのである。

興味深いことに、一連の宗教統制は仏事と神事を並行して行われている。天武天皇は中国を規範にした国家体制の構築を目標として、唐仏教や祭祀儀礼などを取り入れていた。当時の唐王朝は、帝室が老子の末裔だとされており、「道先仏後」の宗教政策を行っていた。当然、天武天皇も意識していたと考えられるが、古代日本では道教の普及が進んでおらず、唐の政策をそのまま導入することが難しかった。そこで日本古来のアニミズム的な神信仰に注目し、神祇として整備することで天皇権力の強化に利用したのではないだろうか。それゆえに、国家による仏事と神事の統制が同時に行われたと考えられる。

2 神仏習合思想の流入と大神宮寺の創建

八世紀前半になると、諸国の神社に神宮寺が突如として創建されるようになる。この神宮寺の建立は神仏習合現象のもっとも早い例とされている。吉田一彦氏¹⁶⁾によれば、神仏習合思想は、八世紀前期に中国の仏教思想から輸入されたらしい。「神道」の語はもともと中国的な神信仰を表現する語で、道慈による書紀の記述以後、日本語として定着した。

「神身離脱」を示す史料で見られる「神道」は「神」という業障多き境遇の意であり、このような用例が中国史料に見える。「神身離脱」「護法善神」の用例が中国史料である『高僧伝』『続高僧伝』などに豊富に見えることから、日本の神仏習合の思想・表現は、中国仏教で説かれていた思想・用語・概念が取り入れられたものである。その受容の時期は八〜九世紀初頭であり、道慈が萌芽となり、その後、複数の入唐僧によって波状的に導入された。受容形態としては、まず中央で受容されて地方に展開していき、その過程において神宮寺が建立され、神前読経が実施されるようになった、と吉田氏は述べている。中国から流入した神仏習合思想に基づき、神社の境内や近隣に寺院が建てられていったのであろう。¹⁷⁾

それでは皇室の祖廟である伊勢神宮は仏教に対してどのような態度を取っていたのであろうか。天武二年（六七三）、大来皇女が齋宮として卜定されて以来、齋王制度が確立した。そして『続日本紀』大宝元年（七〇一）八月甲辰条に「齋宮司准_レ寮」とあることから、大宝元年以前に齋宮司が存在していたと考えられる。それにもかかわらず『飛鳥淨御原令』や『大宝律令』の神祇官の項には、齋宮及び齋宮司に関する規定が何も記されていない。このことから、天武朝で齋宮が置かれたが、齋宮司は朝廷の正式な官司ではなかったと考えられる。つまり天武朝においては、伊勢神宮は天皇家の皇祖神（＝氏神）を祀る私的な社であり、国家神を祀る公的な社ではなかった。ところが『類聚三代格』巻四に、

一 廢_二置諸司_一事、

勅

齋宮寮

頭一人。從五位官。 助一人。正六位官。 大允一人。少允一人。從七位官。

大屬一人。少屬一人。已上從八位官、

(中略)

神龜五年七月廿一日

神龜五年(七二八)七月二十一日の格をもって、齋宮司から齋宮寮へ正式に昇格したと考えられる。その後、『続日本紀』天平二年(七三〇)七月癸亥条に見える詔にて、

詔曰。供_二給齋宮_一年料。自今以後。皆用_三官物_一。不_レ得_三依_レ舊充_二用神戶庸調等物_一。其大神宮禰宜_二一人准_二位_二二階_一。内人六人_一一階。莫_レ問_二二年之長幼_一。

今まで神宮所属の神戸より徴収する調庸で賄っていた齋宮の経費が、官物で支弁することが定められている。これは伊勢神宮が皇室の氏神という私的な地位から、国家神という公の地位へ大きく地位が上昇したことを示している。さらに、『続日本紀』天宝宝字二年(七五八)八月朔日条に見える淳仁天皇の即位宣命では初めて伊勢神宮のことに言い及び、「百官職事已上。及大神宮_平始_氏、諸社禰宜祝_解大御物賜_去。」と、伊勢神宮の禰宜及び祝に賜物したとある。この時に初めて、伊勢神宮は天皇即位という国家的行事に公式に参加したのである。その後同月十九日に、皇太子大炊王(淳仁天皇)の即位を伊勢神宮に報告するための遣使を發遣した。この記事は天皇即位遣使の初見である。すなわち伊勢神宮は、淳仁朝以降に、天皇の即位との関連が密接になり、国家神としての性格が一層付与されたといえよう。このように天平

年間（七二九〜七四九）以後に、伊勢神宮は天皇家の皇祖神₁氏神を祀る社から皇祖神₂国家神を祀る社に地位が上昇したのである。¹⁸ こうして伊勢神宮は八世紀中頃までに確固たる地位を確立していく。一方で、その時期は国家仏教の隆盛期でもあった。

それでは伊勢神宮は仏教をどのように扱っていたのであろうか。そのことを知る上で、興味深い記事が『太神宮諸雜事記』巻第一に残されている。

天平十四年辛巳。十一月三日。右大臣朝臣橋諸兄卿參₁入於伊勢大神宮。其故_被天皇御願寺可_レ被₂建立₁之由。依₂宣旨₁所_レ被₂祈申₁也。而勅使參之儀。以十一月十一日夜中₂令₃示現₂給₁布。天皇之御前_上玉女坐。即放₂金色光₁。天宣。本朝_和神国也。可_下奉_レ欽₂仰神明₁給_上也。而日輪者大日如来也。本地者盧舍那佛也。衆生者悟_レ之。當_レ歸₂依佛法₁也。御夢覺之後。御道心₂弥發給₁天。件御願寺事_於始企給_{倍利}。

諸雜事記によれば、天平十四年（七四二）十一月三日に、右大臣橋諸兄が聖武天皇の御願寺（のちの東大寺）建立の成就祈願のため、伊勢神宮に参入した。その後、同月十一日の夜、天皇に対して、「本朝は神国なれば、神明を歓迎し奉るべきなり。しかれども日輪は大日如来にして本地は盧舍那仏なり。衆生これを悟らば、まさに仏法に帰依すべし。」と、大神の御示現があった。やがて天皇は、夢より醒めていよいよ御道心を深められ、かの御願寺の建立に着手したのである。もちろん諸雜事記は九世紀以降に編纂された編年書であるため、一概にこの記述を信じるわけにはいかない。しかし『続日本紀』天平十二年十一月丙戌条にも、¹⁹「遣₂少納言從五位下大井王。并中臣忌部等₁奉₂幣帛於大神宮₁。車駕停₂御閑宮₁十箇日。」とあり、聖武天皇による伊勢神宮の行幸参拝は実際に行われた可能性が高い。天照大神と盧舍那仏が結び付き、東大寺建立の契機となったのであろう。

このように伊勢神宮側は仏教との習合、協調する動きをみせていた。天平神護二年（七六六）には、朝廷より使が遣

わされ、丈六仏像を伊勢大神宮寺に造立させている。⁽¹⁹⁾ 神宮寺及び仏像が造られるほど、伊勢神宮では神仏習合が進んでいたのである。大神宮寺の初見は、『続日本紀』文武二年十二月乙卯条に、「遷⁽¹⁹⁾多氣大神宮寺于度会郡。」と見えるのだが、古写本に「寺」の文字がないため、現在では否定されている。そこで注目されるのが『太神宮諸雜事記』の記事である。諸雜事記によれば、

神護景雲元年十月三日。逢鹿瀬寺。永可^レ爲^二太神宮寺^一之由。被^レ下^二宣旨^一既畢。同年十二月。月次祭使差^三副別勅使^一。以^二逢鹿寺^一永可^レ爲^二太神宮寺^一之由。被^レ祈^三申皇太神宮^一畢。宣命狀具也。

神護景雲元年に朝廷から伊勢国逢鹿瀬寺をもつて永く大神宮寺とすべき宣旨が下されたと記している。このことから天平神護二年七月に逢鹿瀬寺へ丈六像造願の勅が下り、翌年十月に完成したので、正式に逢鹿瀬寺を太神宮寺に定めたと考えられる。⁽²⁰⁾ つまり大神宮寺は称徳天皇の治世下において創建されたのである。

天平宝字八年（七六四）、藤原仲麻呂を誅して称徳天皇が重祚すると、道鏡を太政大臣禪師に任じて重用した。道鏡は翌天平神護元年閏十月、太政大臣禪師として百官の拝賀を受け、翌二年十月には海龍王寺で仏舍利が出現したとして法王の位に登っている。以後称徳天皇が崩御するまでの六年間、道鏡が政権を掌握した。まさに大神宮寺の創建は、道鏡政権の全盛期に行われたのである。こうして大神宮寺が創建されたのであるが、それに引き続き不思議な事象が伊勢神宮で起きている。

『続日本紀』天平神護三年（七六七）八月癸巳日条の改元の宣命によれば、巽（東南）の方角にある伊勢神宮の上で七色の雲が現れことを伊勢国守從五位下阿倍朝臣東人等が奏上し、「神護景雲」と改元されたとある。この瑞祥は仏教のみならず天地の神も出現されたとされ、神宮禰宜以下に加階を行われた。その改元の宣命の中に、瑞祥を「伊勢大神の慈び示し給へるもの」として称えるところにも、「三宝も諸天も天智の神たちも、共に示現し賜へる奇しく貫き大瑞の

「大神宮の禰宜・大物忌・内人等には二級を叙ひふ。但し御巫以下の人には一級を叙ふ。」とあり、この爵位授与は一般と較べて厚遇であつた。翌年四月、神宮禰宜に季祿を賜い、再び優遇措置を行つてゐる。

また『太神宮諸雜記』にも、

天平神護三年丁未。七月七日。自_二午時_一迄_二于未二點_一。五色曇立_天。天照坐皇太神宮_乃鎮坐_須。即宇治五十鈴河上_乃宇治山之峯頂_{七懸連利}。即禰宜内人等注_二具状_一申_二於官司_一。即官司水通錄_二子細_一。言_二上神祇官_一。隨即官奏。仍神祇官陰陽寮等勘申云。奉_二爲公家_一。又爲_二天下_一甚最嘉之瑞相也者。即依_二彼嘉瑞之雲_一可_レ被_二改元_一之由被_レ下_二宣旨_一。以_二同年八月廿日_一改_二神護景雲元年_一。丁未。件嘉雲之由被_レ祈_二申於二所太神宮_一。勅使中納言從三位藤原卿。令_レ奉_二宮種々神寶等_一給。具_不又禰宜等叙_二正五位下_一畢。

と、天平神護三年の瑞祥出現が詳しく見える。宣命では瑞祥を伊勢国司が奏上したと述べていることから、官司水通の言上は別のものであつたらしい。いづれにしても、神宮側が瑞祥出現を積極的に主張したといえよう。伊勢神宮の神官は、神宮祭主や官司は朝廷より派遣されていたが、禰宜以下の神官たちは伊勢神宮が皇祖神を祀る祖廟とされる以前から伊勢神に奉斎してきた在地の名門氏族より選任されている。天平年間以降、伊勢神宮は皇祖神_二国家神を祀る社に格上げされたため、他の神社と較べて中央の神祇官の統制が厳しかった。しかし禰宜以下の神官たちのあいだでは彼ら本来の信仰から仏教と結び、機会をみて中央と別途交渉を持つとうと画策したのである₂₁。そこで伊勢神宮側の禰宜以下の神官たちが道鏡の権勢に阿諛し、道鏡の奨励によって逢鹿瀬寺が建立。その後丈六仏像が造立されたことで、逢鹿瀬寺が正式に伊勢大神宮寺と決定されたのであろう。伊勢神宮では仏像が造られることが許容されるほど、神仏習合が推進していたのである。そして称徳天皇の治世を称える瑞祥が出現したことを伊勢神宮の禰宜以下の神官が奏上し、朝廷よ

り破格の厚遇を受けたと考えられる。

このように、八世紀中頃の伊勢神宮では在地勢力が中心となり、道鏡の仏教政策に追従していた。そのため伊勢神宮は後世で見られるような厳格な仏教排除を行っておらず、むしろ仏教に習合、協調する態度を取っていたのである。それでは斎宮と仏教の関係はどのようなものであったのであろうか。

奈良時代を通じて斎宮に関する諸規定はまだ制定されておらず、当然ながら仏教忌避についても規定は定められていない。その上、斎宮の潔斎の実態を記した具体的な記録が残されていないため、この時期の斎宮と仏教との関係は不明である。しかし斎宮が奉仕する伊勢神宮そのものが道鏡の仏教政治に迎合していることなどから考えても、厳格な仏教忌避の思想はまだ形成されていなかったといえよう。斎宮の仏教排除は、平安期以降に見られる現象なのである。

二 仏教忌避思想の形成

1 神仏隔離の現象

前述のとおり、八世紀中頃の称徳朝では、伊勢神宮は仏教を受容し、仏教との習合・協調路線を歩んでいた。ところが光仁朝以降、伊勢神宮側は仏教排除の態度を取るようになる。そして平安時代に入ると、神仏習合が広く定着する一方で、神事において仏法を忌み避けるという矛盾した現象が見られる。そこで本節では、神仏隔離の形成とその要因に關して論証したいと思う。

称徳天皇の崩御を受けて即位した光仁天皇の代になると、伊勢神宮を中心として仏教排除の動向が確認されるようになる。『続日本紀』宝龜三年（七七二）八月甲寅（六日）条に、

是日異常風雨。拔レ樹發レ屋。トレ之。伊勢月讀神爲レ祟。於是毎年九月。准ニ荒祭神ニ奉馬。又荒御玉命。伊佐奈

伎命。伊佐奈禰命。入_二於官社_一。又徒_二度會神宮寺於飯高郡度瀨山房_一。

宝龜三年八月六日に暴風雨があり、これを卜ったところ、「伊勢の月読神のたたり」と判明した。そこで毎年九月、荒祭神に準じて馬を奉獻し、度会郡の神宮寺を神郡外の飯高郡の渡瀨山房に移設した。この伊勢の月読神とは伊勢神宮の別宮月読宮のことである。すなわち神宮寺は伊勢神宮の崇りによつて神郡外に出されたのである。しかし伊勢神宮の崇りはそれでも収まらず、『続日本紀』同十一年条二月朔日条に、

神祇官言。伊勢大神宮寺。先爲_レ有_レ崇。遷_二建他處_一。而今近_二神郡_一。其崇未_レ止。除_二飯高郡_一之外。移_二造便地_一者。許_レ之。

宝龜十一年二月一日に神祇官から「先に崇りがあるために、他処に遷し建つ。しかるに今、神郡（度会郡）に近くして、その崇りいまだにやまず。飯野郡を除くの外、便地に移し造らむ」との言上がありこれを許可した、と記されている。

こうして大神宮寺は飯高郡の更に外に出され、やがて廢絶する。その後、延暦二十三年（八〇四）録上の『皇太神宮儀式帳』「天照坐皇太神宮儀式并神宮院行事」に、

亦種々乃事忌定給支。人打乎奈津止云。嗚乎鹽垂止云。血乎阿世止云。宍乎多氣止云。佛乎中子止云。經乎志目加彌止云。塔乎阿良々支止云。法師乎髮長止云。優婆塞乎角波須止云。寺乎瓦葺止云。齋食乎片食止云。死乎奈保利物止云。墓乎土村止云。病乎癒止云。

天照大神の神勅を受けて仏教的語彙に忌詞が規定されたことが見え、伊勢神宮から仏教が排除された。これ以後、伊勢神宮は神仏隔離の態度を取り、再び神宮寺が建立されることはなかった。ではなぜ伊勢神宮は仏教を倦厭するようになったのであろうか。そこで称徳朝から光仁朝にかけての政局と伊勢神宮側の動向について考察したいと思う。

神護景雲四年（七七〇）八月四日の称徳天皇崩御により道鏡の権勢が失墜し、同月二十一日に下野国薬師寺別へと左

遷させられる。この道鏡の失脚が、伊勢神宮と仏教の関係に変化をもたらすことになる。『二所太神宮例文』「大宮司次第」に、

第十六

菅生朝臣水通

天平神護二年二月十七日任。在任五年。今年十二月神鏡燒失畢。

とあり、大神宮寺に丈六仏像が造立される直前の天平神護二年（七六六）二月十七日に、菅生朝臣水通が宮司に任じられている。そして在任五年とあるので宝亀元年（七七〇）には任を解かれたと考えられる。また、次の宮司は同じ例文に、

第十七 此宮司以後不任他姓

中臣比登

祭主廣見七男也。寶龜元年十二月任。在任四年。同三年正月同家司官突上畢。

と、宝亀元年十二月に任官されているので、水通はそれ以前に職を退いている。すなわち水通は道鏡が失権した年の年の暮れ近くに職を解かれたのである。おそらく水通は道鏡に迎合した禰宜以下の神官の監督不行届きの責任を問われ、道鏡失脚後に解任されたのである。⁽²³⁾ 水通更迭後に中臣朝臣比登が宮司に補任された。中臣氏は古くから忌部氏とともに神事・祭祀を掌握してきた豪族で、比登は神宮祭主広見の七男であり、宝亀二年（七七二）に右大臣となった大中臣清麻呂の甥にあたる。伊勢神宮の宮司の任官はこの比登以後は他氏を交えずと伝えられている。このことから、大中臣清麻呂と中臣比登とが伊勢神宮の再建に務め、神職団の粛清と祭祀組織の再編整備を行い、神宮から仏教色を排除して、神仏習合を否定したと考えられる。⁽²⁴⁾

神仏習合が神を穢すものと考えられる古来の観念が根強く存在していたことは、称徳天皇が天平神護元年（七六五）十一月二十三日の大嘗祭の日に下した宣命の中に見える。称徳天皇は「神たちをば三宝より離けて、触れぬ物ぞとも人の

念ひてあり。然れども経を見まつれば、仏の御法を護りまつり尊みまつるは諸の神たちにいましけり」と弁明しており、神仏習合思想は必ずしも一般に理解されていたわけではなかった。特に中臣氏のような神祇を掌る氏族にとつては、受け入れ難いものであつたに違いない。それゆゑ国家神天照大神を祀る伊勢神宮から仏教を取り除いたのである。こうして称徳朝における道鏡の仏教優先政策への反動から、まず神宮寺が神郡外の飯高郡に出され、『皇太神宮儀式帳』で仏教的語彙に忌詞が定められ、伊勢神宮から仏教が排除されたのである。

ところで『年中行事秘抄』巻末の「可_レ相_下定大中小祀。其致齋・散齋間。并忌_三仏寺・故者_二事之限_上事」に、

貞観神祇式云。凡六月十二月月次・十一月新嘗等祭。前後散齋間。僧尼及重服奪_レ情従_レ公之輩。不_レ得_レ參_三入_一内裏。雖_三輕服人_一。致齋并散齋之日。不_レ得_三參入_一。

とあり、神祇式の仏教忌避規定が『貞観式』段階で成立したことがわかる。そしてこれが『延喜式』（卷三、臨時祭）の、

凡祈年・賀茂・月次・神嘗・新嘗等祭前後散齋之日。僧尼及重服奪_レ情従_レ公之輩。不_レ得_レ參_三入_一内裏。雖_三輕服人_一。致齋并散齋之日、不_レ得_レ參入。自余諸祭齋日。皆同_三此例_一。

という条文になった。三橋正氏(註)によれば、この条文は貞観十三年（八七二）の定式で作られたという。『日本三代実録』貞観十年四月壬申条(八日)では、「灌_三佛於仁壽殿_一。平野祭如_レ常」灌仏会と平野祭が同日に行われていたが、貞観十三年四月甲申条では、「停_三平野・梅宮祭_一。以_レ有_レ穢也。灌_三佛於内殿_一如_レ常」穢があつたため、祭を停止し、灌仏会のみ行っている。さらに貞観十六年四月丙申条(八日)にも、「是日。内殿依_レ例應_三灌佛_一。而祠_三平野神_一。仍従_三停廢_一焉。」と見え、貞観十三年以降、祭と灌仏会を同日に行うことがなくなつた。これ以降、神事優先の原則が確定し、神事と仏事が同日に挙行されることはなくなつた。神事と仏事の秩序が完成し、神事における純粋性が保持され、宮中における神仏習合

儀礼の展開もなくなるのである⁽²⁶⁾。

貞観式における仏教忌避規定は「穢規定」の中に包括されている。しかし、古代国家の基本法典である令で「穢」について言及しているのは、養老二年（七一八）以降に成立した『養老令』『神祇令』の「散齋」条と「供祭祀」条の「穢悪の事」である。『養老令』の条文のほとんどは、大宝元年（七〇一）の『大宝令』で成立したとされており、『大宝令』にも同様の条文があったと考えられる。この「散齋」条と「供祭祀」条のうち、祭祀を執行するために必要な潔齋について定めたのは「散齋」条である。潔齋（齋）を「致齋」と「散齋」に区分し、「致齋」を祭祀に集中すること。その前後を「散齋」期間と設定している。それでは「致齋」期間における対処であるが、役所の仕事は通常通りに行い、死者の弔い・病氣見舞い・食肉・死刑判決・罪人の刑執行・音楽と共に「穢悪の事」に関わることを散齋中の禁止事項にあげられている。「穢悪の事」は中国から移入された用語で、唐の「祠令」の「致齋」に関する規定の条文に基づいている。記紀神話に見える「穢」は普遍化された穢観念や穢規定を提示していないため、「穢悪の事」は日本古来の神観念や潔齋規定に由来しない。つまり『大宝律令』は、中国に倣った祭祀制度が形成され、中国的な潔齋規定を取り入れたのである。しかし「穢悪」の明確な定義は平安時代初頭までされていない。「穢悪」について一定の見解が定められたのは、律令の施行細則である式が制定されてからである。

『弘仁式』は全巻が散逸しているため不明な部分が多いが、『西宮記』『臨時定穢事』の中に逸文が残されているため、触穢に関しては窺い知ることができる。『西宮記』『臨時定穢事』には、

或記云。弘仁式云。觸穢忌事忌者。人死限卅日。産七日。

「穢悪の事」に触れた場合、人の死は三十日、人の出産は七日、六畜の死は五日、六畜の出産は三日、食肉・弔問・病氣見舞いは三日と、忌の日数が規定されている。その後、『弘仁式』の改訂増補部分だけを集めた『貞観式』が編まれ、

『弘仁式』『貞観式』をそのまま受け継いで『延喜式』が編纂された。『延喜式』穢忌条には、

凡觸^二穢惡事^一應^レ忌者。人死限^二卅日^一。白^二葬日^一。始^二卅日^一。産^二七日^一。六畜死五日。産^二三日^一。忌限^二。鳥非^一。

其喫^二六三日^一。此官等常忌之。但畜
祭時^二餘司皆忌^一。

人の死は三十日（葬日より数える）、人の出産は七日、六畜の死は五日、六畜の出産は三日（鶏は忌に含まず）、食肉は三日（神祇官は忌、供奉諸司は忌まず、但し祭時は余司も皆忌）と定められ、『弘仁式』では穢惡とされていた弔問・病氣見舞いは削除されている。また弔喪条では、

凡弔^レ喪。問^レ病。及到^二山作所^一。遭^二三七日法事^一者。雖^二身不^レ穢。而當日不^レ可^レ參^二入内裏^一。

「喪を弔う」「病を問う」「墓所に到る」「三七日の法事に遭う」場合は、当日の内裏への参入のみ禁止され、「その身は穢ではない」としている。これらのことから、『貞観式』段階で「穢惡の事」ではなく「穢」の観念が成立したと考えられる。

ところで「穢」観念は如何にして成立したのであろうか。当初、「穢惡」の対象は陵墓であった。承和八年（八四二）十月二十九日、仁明天皇の病の原因を卜占したところ、柏原御陵に対する樹木伐採と犯穢による祟りとの結果が出ていた。⁽²⁷⁾しかし承和十一年（八四四）十一月四日の太政官符では、賀茂下社の禰宜賀茂県主広友ら、鴨川の河原で動物の屍を洗うことにより、それが神社に触れ、「汚穢の祟」が「御卜」に出ていると言上している。⁽²⁸⁾そして貞観四年（八六二）十一月二十四日には、神祇官の卜占で、「触穢の人」が「神事」に奉仕した結果、神の「祟」が起き、大祓を行っている。⁽²⁹⁾このように初めは陵墓に対する畏怖の念より穢意識が培われていたが、時間の経過とともに神祇の方より強調されていった。やがて「穢惡」は「崇をなす神」という神観念と結びつき「穢」となり、「神が嫌悪するもの」⁽³⁰⁾「穢」と設定されたのである。

それでは「穢」＝「神が嫌悪するもの」という概念の成立が、何故神事からの仏教的要素の排除へとつながるのか。このことに関して、三橋正氏は『貞観式』の仏教忌避規定が所謂「穢規定」の中に包括されていることに注目。神事前後に必要とされる「斎」において「死」を「穢」として忌む意識の発展と合わせて考察し、以下のように論述している。³¹⁾

宮中仏事の中には孟蘭盆会や国忌などの死者追善儀礼があり、また仏名会を始めた淳和上皇以降、臨終出家の風習が定着し、同時代には浄土思想が流入して仏教が死のイメージと密接に結びつくようになったと考えられる。ここに、葬儀からまったく分離された「神祇」の再編がなされ、「穢」と同一次元で仏教が捉えられ、それを忌避する規定が盛り込まれた。また神事の場合から仏教を排除するのは、「斎」という祭の前後の特別な時間のみである。そして仏教忌避は宮中の祭に限られておらず、貴族の個人的信仰のレベルでも祭前後の「斎」が遵守され、僧侶・仏事が排除されたのである。³²⁾

興味深いことに、仏教隔離は天皇祭祀を中心とする領域に適用されている。祭祀以外の時間、伊勢神宮・斎宮や内裏以外の場合は、原則的に神仏の接触・融合は許容されていた。神事の場合から仏教を排除するのは、「斎」という祭の前後の特別な時間のみであった。ところが隔離の領域は、時代とともに拡大の傾向していく。十世紀以降、神仏隔離が適用される祭祀の行事（上卿・弁・史）や祭使・舞人・陪従に任じられた貴族・官人も一定期間仏法を忌む慣習が生じたのである。自宅に神事簡を立てて僧尼の参入を禁じ、仏教や同居の僧尼を別棟に移し、日課の念誦を止め、寺詣をせず、法会に参会せず、仏教を遠ざける斎戒生活に服するのである。さらに、公事ではない私的な氏神祭の奉幣でも仏教を忌避するようになった。こうして天皇や内裏の領域に限られず、朝廷貴族社会全体の制度慣習として定着していった。³²⁾

以上のように、奈良後期から平安期にかけて神仏隔離が段階的に形成されていった。第一段階として、八世紀後半の称徳朝における仏教優先政策の反動によって、伊勢神宮を中心に神仏習合に対する抵抗が起きた。そして道鏡失脚後に

神宮宮司となつた中臣比登と叔父の左大臣大中臣清麻呂が、伊勢神宮の神職団肅清と祭祀組織の再編整備を行い、伊勢神宮の仏教色が取り除かれていく。まず神宮寺が神郡外の飯高郡に出され、廃絶。その後、延暦二十三年（八〇四）録上の『皇太神宮儀式帳』『天照坐皇太神宮儀式并神宮院行事』に、天照大神の神勅を受けて仏教的語彙に忌詞が規定され、伊勢神宮から仏教が排除されたのである。

第二段階としては、まず浄土思想が流入し臨終出家が定着すると、仏教が死のイメージと密接に結びつき、「穢」と同一次元で仏教が捉えられるようになり、『貞観式』穢規定の中で、仏教忌避が盛り込まれた。さらに平安仏教の隆盛に伴う宮中仏事の増加が隔離意識を刺激し、神事優先の原則が確立したのである。

2 齋王の仏教忌避思想

平安期になると、賀茂齋院が創設され、伊勢齋宮は唯一の齋王制ではなくなる。そして以後、齋宮と齋院は齋王制の両輪として機能するようになる。しかし齋宮と齋院とでは仏教に対する態度に明らかな違いがあつた。平安中期頃に穢觀念が成立し、やがて「穢」と同一次元で仏教が捉えられるようになると、齋宮でもその影響を多大に受けた。齋宮が仏教を厳格に忌避していたことは、『延喜式』巻第五「齋宮式」忌詞条に、

凡忌詞。内七言。佛稱^{ナカ}中子^コ。經稱^{ソメカミ}染紙^シ。塔稱^{アララキ}阿良良岐^キ。寺稱^{フキ}三瓦葺^キ。僧稱^{カミナカ}髮長^{ナガ}。尼稱^{メシロ}女髮長^{ナガ}。齋稱^{イセ}三片膳^{カシキ}。外七言。死稱^{ナホル}奈保留^ル。病稱^{ヤスミ}夜須美^ミ。哭稱^{ナク}三塩垂^{シホタレ}。血稱^{アセ}阿世^セ。打稱^{ウツ}レ撫^{ナツ}。穴稱^{アナ}レ菌^{カビ}。墓稱^{ツツダレ}レ壤^{ツツダレ}。又別忌詞。堂稱^{クラタキ}三香燃^{コリタキ}。優婆塞稱^{ツノハス}三角笠^{ツノハス}。

仏教関係の「内七言」「別忌詞」と触穢関係の「外七言」が規定されていることから明らかである。一方の齋院は、『延喜式』巻第六「齋院司式」忌詞条に、

凡忌詞。死稱_レ直。病稱_レ息。泣稱_レ塩垂。血稱_レ汗。完稱_レ菌。打稱_レ撫。墓稱_レ壤。

触穢関係の「外七言」のみが記載され、仏教忌避に関しては明確に規定していなかった。ただし崇徳朝の齋院禊子内親王の疾病による退下が、尼である齋院女別当が、齋院と共に出入りしていたことに対する祟りであり、仏を忌む齋院内で、忌避されるべき尼が神殿に出入りしていたことが言語道断と批判されている³³。院政期の貴族たちの間では、齋院も齋宮同様に仏教を排除して潔齋するべき存在と認識されていたようである。これは後朱雀朝以降、神事や触穢に関する慣習が厳格化したことが影響を及ぼしたと考えられる³⁴。しかし尼が齋院と共に神殿出入りしていたように、実態としては仏教を排除できていなかった。

齋宮・齋院は共に卜定より三年間の潔齋期間を経て、伊勢齋宮および紫野齋院に参入しているが、その潔齋期間にも差が生じている。『延喜式』巻第五「齋宮式」祓禊条には、

凡齋内親王定畢。即卜_三宮城内便所_一。爲_三初齋院_一。祓禊而入。至_三于明年七月_一。齋_二於此院_一。更卜_三城外淨野_一。造_三野宮_一。畢。八月上旬。卜_三定吉日_一。臨_レ河祓禊。即入_三野宮_一。自_三遷入日_一。至_三于明年八月_一。齋_二於此宮_一。九月上旬。

卜_三定吉日_一。臨_レ河祓禊。參_三入於伊勢齋宮_一。

齋宮の潔齋が初齋院から野宮、伊勢齋宮の三段階を経ているのに対し、齋院の潔齋は『延喜式』巻第六「齋院司式」初齋院条と三年齋条に、

凡定_三齋王_一。畢。即卜_三宮城内便所_一。爲_三初齋院_一。即先臨_三川頭_一。祓潔乃入。

凡齋王於_三初齋院_一三年齋。畢其年四月始將_レ參_三神社_一。先拈_三吉日_一。臨_レ流祓禊。供神料同_三初度禊_一。其儀齋王乘_レ輿。初齋院で三年間潔齋したのちに、紫野齋院に参入している。このように、『延喜式』は齋宮が齋院より一段階多い齋戒を規定している。すなわち齋宮の方が齋院よりも厳重な潔齋が要求されているのである。それでは何故、齋宮と齋院の

潔斎にこのような差異が生じたのであろうか。

そもそも伊勢神宮と賀茂神社とは仏教に対する態度が違っている。前述のとおり、伊勢神宮では八世紀後半に、神宮寺が排除され、以後仏教を倦厭している。一方の賀茂神社は、『続日本後紀』天長十年（八三三）十二月朔日条に、

道場一處在_二山城國愛宕郡賀茂社以東一許里_二。本号_二岡本堂_一。是神戶百姓奉_二為賀茂大神_二所_二建立_一也。天長年中檢
非違使_二尽從_一毀廢。至_レ是。勅曰。佛力神威。相須尚矣。今尋_二本意_一。事緣_二神分_一。宜_二彼堂宇特聽_一改建_一。

とみえ、天長年間（八二四～八三四）には賀茂神宮寺が創建されていたらしい。そして『百練抄』永久四年（一一一六）条六月廿日条に「公家供_二養賀茂上社多寶塔_一。今上懷孕之時御願也。皇馬守家保」と、康治二年（一一四三）三月十六日

条には「賀茂神宮寺供養。先年炎上之後。所_二造立_一也。」とあり、院政期まで神宮寺が存続していたことが確認できる。伊勢大神宮寺廢絶後も各地の神社では神宮寺が建立されており、伊勢神宮以外の神社では神仏の接触・融合は許容されていたのである。これらの神社の性質の違いが、齋宮と齋院の仏教に対する態度にも影響を及ぼしたと思われる。伊勢神宮が仏教を忌避しているため、それに奉仕する齋宮も仏教との接触を厳しく禁じられたのであろう。

ところで齋宮の仏教忌避規定は、貞観十三年（八七一）十月二十二日施行の『貞観式』で制定されたと考えられるが、それ以前には仏教忌避の明確な規定は存在しない。つまり齋宮潔斎の厳格化は、齋院が創始された以降に起きたのである。齋院は弘仁元年（八一〇）の葉子の乱を契機に、嵯峨天皇が伊勢齋宮に倣って娘の有智子内親王を齋宮に倣って賀茂齋院に選出したことより始まる。

創始当初の齋院は嵯峨天皇の即位とは無関係で、初代齋院有智子内親王は嵯峨天皇の讓位後も退下せず、次代の淳和天皇の齋院も務めていた。ところが天長十年（八三三）三月二十六日に仁明天皇の齋宮に久子内親王、齋院に高子内親王を同日卜定して以降、天皇の代替わりごとに齋宮・齋院が同日に卜定されるようになった。齋宮と齋院という二人の

斎王が併存されることにより、相互に影響を受け、両者が同質化していく。そして都の至近距離に設けられた斎院は世俗と完全に遮断された聖域ではなかった。斎宮はより厳しい斎戒によって森厳な清浄性が求められたのに対し、斎院は世俗化の傾向が促進した。その結果、神祇的にも厳格さを求められた斎宮と、王朝社会と交わりつつ世俗的祭祀を認められた斎院との間に、存在感や役割に相違が生じたのであろう。³⁵このように斎宮が斎院より清浄性を強く求められたため、『延喜式』の潔斎規定に差が生じ、斎宮の方がより厳格な潔斎を求められるようになった。

しかし仏教が広く浸透していた王朝社会において、仏教を頑なに排除する斎宮の存在は異質なものであった。それゆえに、貴族たちにとって斎宮は斎院より特殊であり、「罪深く」思えたのであろう。これがやがて斎宮忌避という形で王朝文学の中に登場するようになったと考えられる。

おわりに

天武朝において、入唐留学僧によって隋唐仏教（＝仏教の主目的を皇帝の統治する国家の守護に置く中央集権的仏教）が持ち込まれた。隋唐仏教の在り方は、専制権力を得た天武天皇の祭祀として相応しいものであったので、従来の朝鮮仏教から中国仏教へと仏教政策が転換された。これ以後、国家レベルの仏教が前面に出てくるようになる。神仏習合は八世紀以降に道慈などの入唐留学僧によって持ち込まれた思想であり、その後各地で神宮寺が建立されるようになった。称徳朝での伊勢神宮は仏教を排除せず、道鏡の仏教政治に神宮の禰宜など在地神官が迎合した。そして大神宮寺が建立され、仏像が造立されたのである。しかし称徳天皇が崩御し、道鏡が失脚すると中臣比登と大中臣清麻呂によって伊勢神宮が再建される。そして神仏隔離は光仁朝から、段階的に形成されていくのである。

第一に、称徳朝の仏教優先政策による神仏習合化への反動が伊勢神宮より起こる。次代の光仁朝に神宮寺が神郡外の

飯高郡に出され、やがて廃絶した。第二に、淳和上皇以降、臨終出家の風習が定着し、同時代に浄土思想が流入する。その結果仏教が死のイメージと密接に結びつき、「穢」と同一次元で仏教が捉えられ、仏教忌避の規定が貞観式に盛り込まれた。ただし神事の仏教忌避は、あくまで祭前後の「齋」で、それ以外では神仏の接触は許容されていたのである。齋宮が齋院よりも清浄性を強く求められたため、『延喜式』の潔齋規定に差異が生じた。十世紀以降の王朝社会では、都に近い齋院が重視されるようになる。齋院は齋宮と比べて女王の選出が少なく、生母の出自も高い内親王が多く選出されていた。しかし皮肉なことに、齋院は齋宮よりも二百年以上も前の後鳥羽院政期に廃絶し、一方の齋宮は鎌倉後期の後醍醐朝まで継続する。世俗化が促進された齋院はやがて存在意義が喪失し、厳格な潔齋により強い清浄性を求められていた齋宮の存在意義は保持された。そのため鎌倉後期までの継続が可能となったのであろう。

註

- (1) 田中卓「伊勢神宮寺の創建」(田中卓著作集四『伊勢神宮の創始と発展』五、国書刊行会、一九八五年、初出一九五九年)
- (2) 佐藤真人「神仏隔離の要因をめぐる考察」(『宗教研究』八一、二〇〇七年)
- (3) 東郷富規子「大齋院管見」(『園田学園女子大学論文集』四、一九六九年)
富樫美恵子「撰関期の齋宮・齋院の選定と齋王忌避の思想」(『寧楽史苑』第四十七号、二〇〇二年)
- (4) 富樫美恵子、前掲論文、註(3)

- (5) 曾根正人「奈良仏教の展開」〔新アジア仏教史十一 日本一 日本仏教の礎〕、佼成出版社、二〇一〇年)
- (6) 曾根正人、前掲論文、註(5)
- (7) 『日本書紀』天武三年(六七四) 冬十月乙酉条、
大來皇女自泊瀬齋宮一向伊勢神宮。
- (8) 直木孝次郎「天照大神と伊勢神宮の起源」〔日本古代の氏族と天皇〕、塙書房、一九六四年)
- 直木氏によると、伊勢神宮の祭神は、もともと伊勢地方に神威を有する地方的な神であった。この伊勢の地方神が皇室と結びつき特別の崇敬を受けるようになった第一の理由は、皇室の東方発展であり、皇室は東方進出に際しこの神の力を巧みに利用したのである。しかし、祭神を天照大神とし、特別の崇敬を受けるようになった時期はさして古いものではない。伊勢神宮は、天武・聖武の代になって、初めて他社と区別して意識されるようになるのである。本来は伊勢の地方神の社にすぎなかったものが、天照大神を祭る伊勢神宮になったのは、この地方神の社がもともと日の神を祀っていたからである。そうして、伊勢神宮の地位を決定的にしたのは、壬申の乱においてこの祭神の役割であつたと考えられる、と述べている。
- (9) 三橋正「国家祭祀の成立と定着」〔日本古代神祇制度の形成と展開〕、法藏館、二〇一〇年)
- (10) 『日本書紀』天武三年(六七四) 三月丙辰条、
对馬國司守忍海造大國言。銀始出于當國。即貢上。由是。大國授小錦下位。凡銀有倭國。初出于此時。故悉奉諸神祇。亦周賜小錦以上大夫。
- (11) 『日本書紀』天武三年八月庚辰条、
遣忍壁皇子於神宮。以膏油瑩神宝。即日勅曰。元來諸家貯於神府寶物。今皆還其子孫。

(12) 『日本書紀』天武四年(六七五) 四月癸未^(丁巳)未^(丁巳)条、

遣^二小紫美濃王。小錦下佐伯連廣足。祠^二風神于龍田立野。遣^二小錦中間人連大蓋。大山中曾禰連韓犬^一祭^二。大忌神於^二広瀬河曲^一。

(13) 『日本書紀』天武五年(六七六) 六月是夏^三条、

大旱。遣^二使四方^一捧^二幣帛^一。祈^二諸神祇^一。亦請^二諸僧尼^一。祈^二于^三三寶^一。然不^レ雨。由^レ是五穀不^レ登。百姓飢之。

(14) 『日本書紀』天武五年十月^(三巳)丁酉^(三巳)条、

祭^二幣帛於相新嘗諸神祇^一。

(15) 『日本書紀』天武六年(六七七) 十一月己卯^(廿一)・辛巳^(廿二)・乙酉^(廿七)条、

己卯。新嘗。

辛巳。百寮諸有位人等賜^レ食。

乙酉。侍^二奉新嘗^一神官及國司等。賜^レ祿。

(16) 吉田一彦「多度神宮寺と神仏習合―中国の神仏習合思想の受容をめぐって―」(『古代王権と交流四 伊勢湾と古代の東海』、名著出版、一九九六年)

(17) 宮寺創建に関する主な史料

●越前国氣比神宮寺

『藤氏家伝』「武智麻呂伝」

爲^二靈龜元年^一。公嘗夢遇^二奇人^一。容貌非常。語曰。公愛^二慕佛法^一。人神共和。幸爲^レ吾造^レ寺。助^二濟吾願^一。吾因^二宿業^一。爲^レ神固久。今欲^下歸^上依佛道^一。修行副業。不^レ得^二因縁^一。故來告之。公疑是氣比神。欲^レ答不^レ能而覺也。乃

折曰。神人道別。隱顯不_レ同。未_レ知_二昨夜夢中奇人是誰者。神若示驗必爲樹_レ寺。於_レ是神取_二優婆塞久米勝足_一置_二高木末_一。因稱_二其驗_一。公乃知_レ實。遂樹_二一寺_一。今在_二越前國_一神宮寺是也。

●若狭国比古神宮寺

『類聚国史』卷一八〇 天長六年三月乙未_{十六日}末条

若狭國比古神。以_二和朝臣宅繼_一爲_二神主_一。宅繼辭云。據_二檢古記_一。養老年中。疫癘屢發。病死者衆。水旱失_レ時。年穀不_レ稔。宅繼曾祖赤磨。歸_二心佛道_一。練_二身深山_一。大神感_レ之。化_レ人語宣。此地是吾住處。我稟_二神身_一。苦惱甚深。思_レ下歸_二依佛法_一。以免_中神道_上。無_レ果_二斯願_一。致_二災害_一耳。汝能爲_レ吾修行者。赤磨即建_二道場_一。造_二佛像_一。號曰_二神願寺_一。爲_二大神_一修行。厥後年穀豐登。人无_二夭死_一云々。

●常陸国鹿島神宮寺

『類聚三代格』卷二「年分度者事」、

太政官符

應_二隨_一闕度_二補鹿嶋神宮寺僧五人_一事

右檢_二案内_一。太政官去承和三年六月十五日下_二治部省_一符。得_二常陸國解_一符。神宮司從八位上中臣朝臣廣年解符。去天平勝寶年中修行僧滿願到_二來此部_一。爲_二神發願始建_二三件寺_一。奉_レ寫_二大般若經六百卷_一。又_二畫佛像_一住持八箇年。神以感應。而滿願去後年代已久。無_レ人_二住持_一伽藍荒蕪。今部内民大部須弥磨等五人試_二練讀經_一。良堪_レ爲_レ僧。望_二請_一。特令_二得度住_二三件寺_一者。權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣。奉_レ勅。依_レ請者。今被_二右大臣宣_一。僧_一。奉_レ勅。件僧等若有_レ闕者。國司并別當僧簡_レ定百姓之中堪_レ爲_レ僧者。隨_レ闕度補。但度緣戒牒_一准_二國分寺_一。

嘉承三年八月五日

●伊勢国多度神宮寺

『多度神宮寺伽藍縁起并資財帳』

桑名郡多度寺鎮三綱謹牒上

神宮寺伽藍縁起并資財帳

以_レ去天平寶字七年歲次癸卯十二月庚戌朔廿日丙辰。神社之東有_レ井。於_レ道場_二滿願禪師居住。敬_レ造阿弥陀丈六_一。于_レ時在_レ人託_レ神云。我多度神也。吾經_二久劫_一作_二重罪業_一。受_二神道報_一。今冀永為_レ離_二神身_一。欲_レ歸_二依三寶_一。如是託訖。雖_レ忍_二數遍_一。猶弥託云々。於_レ茲滿願禪師神坐山南邊伐掃。造_二立小堂及神御像_一。号_二併_二多度大菩薩_一。
 (後略)

このように伊勢神宮の建立は、越前・若狭・常陸・伊勢国と広範囲に及ぶ。

(18) 直木孝次郎、前掲論文、註(8)

(19) 『続日本紀』天平神護二年七月丙子条、
〔廿二日〕

遣_二使造_二丈六佛像於伊勢大神宮寺_一。

(20) 田中卓、前掲論文、註(1)

(21) 高取正男「排仏意識の原点」(『史窓』第二十七号、一九六九年)

(22) 田中卓、前掲論文、註(1)

高取正男、前掲論文、註(21)

(23) 高取正男、前掲論文、註(21)

(24) 高取正男、前掲論文、註(21)

(25) 三橋正「日本の信仰構造の形成—神仏関係論—」(『平安時代の信仰と宗教儀礼』、続群書類従完成会、二〇〇〇年)

(26) 三橋正、前掲論文、註(25)

(27) 『続日本後紀』承和八年(八四二)十月乙未条、^(廿九日)

詔曰。天皇我詔旨止。掛畏支柏原乃御陵尔申賜倍止申久。頃者御病發天惱苦比大坐。依此天卜求禱。掛畏支御陵乃木伐。并犯穢流崇有利。讀經奉仕波無咎久可有止卜申。乍驚恐畏流狀乎。差使參議從四位下大和守正躬王。右近衛中將從四位上藤原朝臣助等一天。申奉レ出。卜申我已止久。讀經毛令奉仕。又巡見檢天犯狀乃隨奈。山陵守等乎波勸賜乎。此狀乎平久聞食天。護賜比矜賜乎尔依天之。所苦平痊天。国家無事久可有止。恐美恐美毛申賜久止申。

(28) 『類聚三代格』卷一「神社事」

太政官符

應レ禁三制汚二穢鴨上下大神宮辺河事

右得ニ彼神宮祓宜外從五位下賀茂縣主廣友等解一備。鴨川之流經ニ二神宮。但欲ニ清潔ニ之。豈敢汚穢。而遊獵之徒就ニ屠割事。濫穢ニ上流。經ニ觸神社。因レ茲汚穢之崇屢出ニ御卜。雖レ加ニ禁制ニ曾不三忌避。仍申送者。大納言正三位兼行右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣。奉レ勅。神明攸崇不レ可レ不レ慎。宜下仰ニ當国一俾中禁断上之。若違レ制犯者禁ニ其身一申上。容隱不レ申。國郡司并祓宜祝等必處ニ重科。不二曾寬宥。

承和十一年十一月四日

(29) 『日本三代実録』貞觀四年(八六二)十一月甲申条、^(廿日)

先レ是。少主鈴從八位上美和真人清江言。鼠嚙ニ内印盤褥。至レ是。神祇官卜云。触穢之人供ニ神事。仍成レ祟。由レ

是大_三祓於建禮門前。以攘_二妖祥_一焉。

- (30) 三橋正「穢」(『日本古代神祇制度の形成と展開』、法藏館、二〇一〇年)
- (31) 三橋正、「臨終出家の成立とその意味」(『平安時代の信仰と宗教儀礼』、続群書類従完成会、二〇〇〇年)
- (32) 佐藤真人、前掲論文、註(2)
- (33) 『長秋記』長承二年(一一三三)九月五日条、
(前略) 抑當齋院女別當。往年為_レ尼着_二法衣_一之人也。故關白娘。字御料。母但馬守良綱姫。字但馬公。而件人常祇候。與_二齋王_一奉_レ具。神殿内出入云々。此事言語同斷也。不_レ謝_レ神者。其崇忽不_レ止歟。如_レ此人。被_レ責_レ病。受_二菩薩戒_一。額髮を剃などするは常事也。於_二件人_一稱_レ尼。多年是人皆知事也。尤不便なりける事也者。
- (34) 佐藤真人、前掲論文、註(2)
- (35) 瀧浪貞子「伊勢齋王制の創始」(後藤祥子編『王朝文学と齋宮・齋院』、竹林舎、二〇〇九年)